訓令

○外務省

一八　領事官の管轄区域を定める訓令の一部を改正する訓令　二四　288　七一　（号外　日ページ）

告示

一　○内閣官房、内閣府、デジタル庁、復興庁　内閣府設置法、復興庁設置法及び国家行政組織法の規定に基づき令和三年十月一日現在の行政機関の組織を告示する件　一〇　277　六九

一三五　○内閣府　公文書等の管理に関する法律施行令第二条第一項第三号の規定に基づき、独立行政法人等の施設であって、公文書等の管理に関する法律第十五条から第二十七条までの規定による特定歴史公文書等の適切な管理を行うために必要な設備及び体制が整備されていることにより同法第二条第三項第一号に掲げる施設に類する機能を有するものを指定する件の一部を改正する件　一　270　一二

一三六　公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件の一部を改正する件　一　270　一三

一三七―一四一　構造改革特別区域計画を認定した件　一七　282　七

一四二―一四七　構造改革特別区域計画の変更を認定した件　一七　282　七

一四八―一六四　構造改革特別区域計画の認定を取り消した件　一七　282　八

一六五　沖縄振興特別措置法施行令第三十二条の二の規定に基づき、沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業を定める件の一部を改正する件　二一　285　九

一六六　警察共済組合が行う健康の保持増進のために必要な事業に関する指針の一部を改正する件　二四　288　七二

一六七　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示　二七　290　一一

一六八　公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件の一部を改正する件　二八　291　二四

一九　○内閣府、財務省　沖縄振興開発金融公庫法施行令第四条第一号ニの規定に基づき主務大臣が指定する感染症等を定める件　二八　291　二五

五　○宮内庁　令和四年新年祝賀の儀を行われる件　一　四

六　新年一般参賀を行わない件　二　一

五　○公正取引委員会、消費者庁　チョコレート類の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件　一〇　277　七八

六　豆乳類の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件　二二　286　一

六八　○国家公安委員会　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき、公告事項に変更があった国際テロリストを公告する件　一　特96

六九　道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件　一七　二

七〇　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件　二二　一　特103

七一　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき、公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件　二八　一　特106

七二　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件　三一　一　特108

国家公安委員会、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

二　租税特別措置法施行規則第五条の六第二十二項第一号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続を定めた告示等の一部を改正する件　二七　290　一四

○金融庁

一〇四　電子決済等代行業者に係る電子決済等代行業の登録が失効した件　一七　二

一〇五　金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件　一七　282　一〇

一〇六　銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件　二二　286　三

一〇七　金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件　二二　286　三

一〇八　金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件　二二　286　四

一〇九　金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第六条第一項第四号の規定に基づき認可金融商品取引業協会の規則を指定する件　二四　一